

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(地域公共交通等勘定)

<https://www.jrtt.go.jp/>

1. 財政投融资を活用している事業の主な内容

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(鉄道・運輸機構)が行う都市鉄道融資及び物流施設融資は、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設や、流通業務の総合化及び効率化の促進に寄与する認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。

2. 財政投融资計画額等

(単位:億円)

4年度財政投融资計画額	3年度末財政投融资残高見込み
2,015	1,220

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

区分	3年度	4年度	増減
1.国の支出(補助金等)	4	4	△0
2.国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	△0	△0
3.出資金等の機会費用分	-	-	-
1~3 合計=政策コスト(A)	4	4	△0
分析期間(年)	40年	41年	1年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区分	3年度	4年度	増減
(A) 政策コスト【再掲】	4	4	△0
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	4	4	△0
国の支出(補助金等)	4	4	△0
国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	△0	△0
剩余金等の機会費用分	-	-	-
出資金等の機会費用分	-	-	-

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト 【再掲】	マイナス金利政策導入前ケース ※ ²	増減額			
			1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ ¹	3. 出資金等の機会費用
4	4	△0	△0	-	-
(A) 政策コスト 【再掲】	事業管理諸費+1% ケース	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ ¹	3. 出資金等の機会費用
4	4	+0	+0	-	-

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※¹ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

※² 前提金利(割引率及び将来金利)をマイナス金利政策導入前(平成28年1月28日)における国債流通利回りを基に算出した場合。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ① 鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通等勘定の行う事業のうち、財政投融資の対象とされた都市鉄道融資及び物流施設融資を試算の対象としている。
- ② 令和4年度(都市鉄道2,011億円、物流4億円)の事業計画に基づき事業を実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、令和2年度以降の事業計画に基づく貸付金が全て回収される41年間となっている。
- ④ 都市鉄道融資において想定している都市鉄道整備は、需要の見込まれる都市部に整備を行うものであり、通勤、通学輸送の他、増加するインバウンド旅客の利用も想定され、収益可能性を有すると見込まれるため、また、物流施設融資については、物流総合効率化法の枠組を活用し、長期的な収益性が見込まれる事業を対象とすることにより、当該事業により安定的な賃料収入を獲得することが期待でき、償還確実性は高いと見込まれるため、繰上償還及び貸倒は見込んでいない。

[将来の事業見通しの考え方]

- ① 都市鉄道融資は89億円の貸付について20年間、1,922億円の貸付について40年間の貸付を想定している。
- ② 物流施設融資は4億円の貸付について20年間の貸付を想定している。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

[運営費交付金]

機構が行う、物流施設融資に係る業務の処理に必要な経費について、一般会計から運営費交付金を受ける。

<独立行政法人通則法>

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

[国庫納付規定]

<独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法>

第18条 機構は、助成勘定において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第13条に規定する業務(前条第3項及び附則第3条第11項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から前2項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第1項第1号から第3号に掲げる業務に係る勘定における通則法第44条第1項ただし書の規定の適用については、同項中「第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第1項及び第3項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第1項中「通則法第44条第1項」とあるのは、「第4項の規定により読み替えた通則法第44条第1項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

<独立行政法人通則法>

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画(第30条第1項の認可を受けた同項の中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の同条第2項第7号又は中長期計画(第35条の5第1項の認可を受けた同項の中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第35条の5第2項第7号の剩余金の使途に充てることができる。

4 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

6. 特記事項など

特になし

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

1. 事業の定量的成果
【都市鉄道】

整備区間	所要時間	
	整備前	整備後
なにわ筋線（北摂田～JR難波・南海新今宮）	大阪（梅田）～関西空港 (JR利用 デイタイムの想定) ※1	
	64分	44分
夢洲・咲洲区間（道路混雑緩和）	大阪（梅田）～関西空港 (南海利用 デイタイムの想定)	
	54分	45分
東京メトロ有楽町線（豊洲～住吉）	梅田・夢洲間 ※2	
	約33分	約26分
東京メトロ南北線（品川～白金高輪）	海老江交差点・夢洲間 ※2	
	約39分	約36分
東京メトロ南北線（品川～六本木一丁目）	押上（スカイツリー前）～豊洲	
	約23分	約16分
東京メトロ南北線（品川～白金高輪）	品川～六本木一丁目	
	約19分	約9分

※1東海道支線地下化による効果を含む

※2大阪市による算出

【物流】

○令和4年度融資計画額 4億円

2. 事業の社会・経済的便益など

【都市鉄道】

「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(2012年改訂版)」及び「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成29年3月)」に基づき、なにわ筋線、北港テクノポート線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ南北線整備による利用者便益等を算定。

整備路線	総便益（億円）
なにわ筋線	4,228 ※1
北港テクノポート線	6,920 ※2
東京メトロ有楽町線	2,656 ※1
東京メトロ南北線	1,579 ※1

※1 社会的割引率4%を考慮した開業後30年の累計値

※2 社会的割引率4%を考慮した開業後40年の累計値

【物流】

(1)社会・経済的便益

- ・幹線輸送の効率化の促進
- ・共同輸送及び輸送網の集約による物流効率化並びにそれに伴う環境負荷の低減
- ・地元との災害時支援協定の締結による災害時の物流確保への貢献

(2)定量的便益

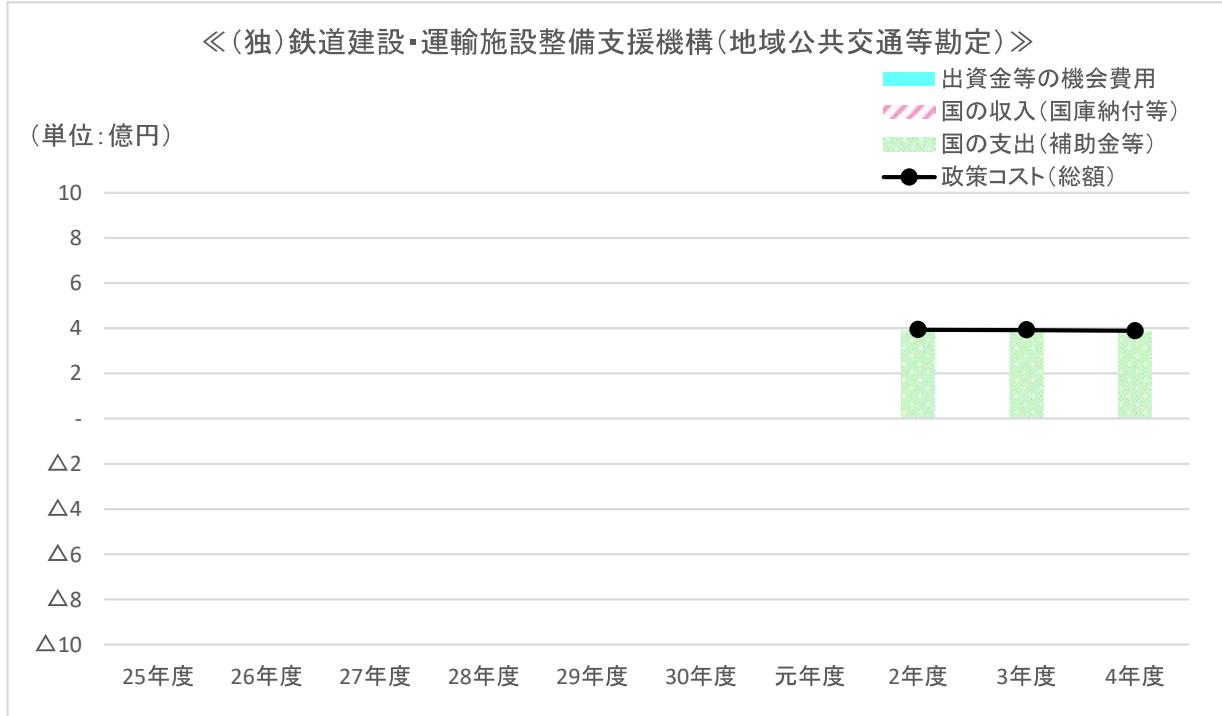
国土交通省が作成している、運輸部門を中心とした産業連関表(138項目分類表逆行列計数表)の建築(経済波及係数)の値を用いて、

物流施設融資事業の経済波及効果を試算。

- ① 社会的割引率4%のケース 約125億円
- ② 割引率が政策コスト分析と同一のケース 約130億円

政策コスト分析結果の概要

【政策コストの推移】



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(単位:億円)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
政策コスト(総額)	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4
国の支出(補助金等)	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4
国の収入(国庫納付等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△0
出資金等の機会費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【政策コストの推移の解説】

・物流施設融資業務に係る運営費交付金にあたる政策コストを試算したものであり、運営費交付金が各年度同額かつ收受期間も同じであること、令和4年度に計上された国庫納付額は△0億円であることから、ほぼ横ばいの推移となった。

【政策コスト分析結果(令和4年度)に対する財投機関の自己評価】

- ・令和4年度の政策コストは前年度からほぼ横ばいだが、運営費交付金は業務に必要な経費を賄うために措置されるものであることから、財務の健全性への影響は軽微である。
- ・感応度分析(マイナス金利政策導入前ケース)の結果、基本ケースと比較して0億円の減となっている。これは割引率の変化に伴う減少であり、財務の健全性への影響は軽微である。
- ・感応度分析(事業管理諸費+1%のケース)の結果、基本ケースと比較して0億円の増となっている。これは事業管理諸費の増に伴う運営費交付金の増加であり、財務の健全性への影響は軽微である。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表(地域公共交通等勘定)

(単位:百万円)

科目	2年度末実績	3年度末見込	4年度末計画	科目	2年度末実績	3年度末見込	4年度末計画
(資産の部)							
流動資産	1,893	392	862	流動負債	1,849	372	843
現金及び預金	65	25	25	運営費交付金債務	11	—	—
未収収益	4	22	45	短期借入金	1,755	—	—
賞与引当金見返	3	5	7	1年以内返済予定長期借入金	61	340	785
貸付金	1,755	—	—	未払金	11	2	2
1年以内回収予定長期貸付金	61	340	785	未払費用	4	22	45
未収金	5	—	—	引当金			
固定資産	115,939	121,787	323,332	賞与引当金	6	7	9
有形固定資産	1	1	1	その他の流動負債	1	1	1
建物	0	0	0	固定負債	115,939	121,777	323,312
工具器具備品	1	1	1	資産見返負債	0	1	1
無形固定資産				資産見返運営費交付金	0	1	1
ソフトウェア	1	0	0	資産見返補助金等	0	0	0
投資その他の資産	115,938	121,786	323,331	長期借入金	115,938	121,673	322,388
投資有価証券	—	113	943	建設勘定受入金	—	103	923
長期貸付金	115,938	121,673	322,388	引当金			
退職給付引当金見返	0	0	0	退職給付引当金	0	1	1
資産合計	117,832	122,179	324,194	(負債合計)	117,787	122,149	324,155
				資本金			
				政府出資金	—	10	20
				資本剰余金	—	—	—
				資本剰余金	47	47	47
				その他行政コスト累計額			
				除売却差額相当累計額	△ 47	△ 47	△ 47
				利益剰余金	45	20	19
				前中期目標期間繰越積立金	35	18	17
				積立金	1	2	2
				当期未処分利益	8	—	—
				(うち当期総利益)	8	—	—
				(純資産合計)	53	30	39
				負債・純資産合計	117,840	122,179	324,194

(注) 1. 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

損益計算書(地域公共交通等勘定)

(単位:百万円)

科目	2年度実績	3年度見込	4年度計画
経常収益	81	837	967
運営費交付金収益	45	67	52
貸付金利息収入	9	695	812
貸付管理費収入	17	67	92
融資業務収入	3	—	—
賞与引当金見返に係る収益	3	7	9
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
資産見返補助金等戻入	0	0	0
財務収益	0	0	—
雑益	4	1	2
経常費用	92	854	967
地域公共交通等業務費	5	19	10
一般管理費	84	142	146
財務費用	4	693	812
臨時損失			
固定資産除却損	—	0	—
当期純損失	11	17	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	20	17	0
当期総利益	8	—	

(注) 1. 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。